

地域農業の持続的な発展を支える新規就農者等への支援 及び担い手への農地の集積・集約化の促進

【農林水産省 経営局農地政策課、就農・女性課】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

本県では、新規就農者が東北1位の405人となっている一方で、農業者が年間で約1,800人減少しており、このままでは食料安全保障が確保できなくなる。地域農業の持続的な発展のためには、多様な担い手を呼び込むとともに、農業用機械・施設の導入支援や農地の集積・集約化による生産性の向上が重要であることから、

- (1) **新規就農者育成総合対策**の支援対象を農業分野に**新規参入する半農半X等の多様な担い手に拡充**するとともに、新規就農者が計画どおり農業用機械等を導入できるよう**経営発展支援事業の補助上限額を引き上げ、予算を増額**すること
- (2) **農地中間管理事業**の円滑な推進を図るため、**賃貸借契約の更新手続きの簡素化に向けた制度の見直し**を行うとともに、必要な**予算を確実に措置**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- **新規就農者育成総合対策**では半農半X等の多様な担い手が対象外となっている。また、**経営発展支援事業**では申請に対し**予算が不足**している。さらに、農業用機械の価格が高騰する一方、**同事業開始時から補助上限額の見直しが行われていない**ため、機械導入に多くの自己資金が必要となり、経営を圧迫している。
- 農地中間管理事業の**新規契約・契約更新面積**が令和7年度までの5年間で**3.5倍**に増加し、契約に係る事務が膨大となっているため、**市町村及び農地中間管理機構から更新手続きの簡素化を求められている**。また、契約件数増加に伴い、**機構の運営に必要な予算も5年間で1.7倍**に増加し、今後も高い水準で推移すると見込まれる。

【山形県の取組み】

- **新規就農者育成総合対策**の対象とならない**50歳以上の者や、農業分野に新規参入する半農半X等**に対する**独自支援**に取り組んだ結果、**新規就農者数が10年連続東北第1位**（R7:405人）となるなど、着実にその成果が表われている。
- 農地中間管理事業の活用を促進させるため、県、農地中間管理機構、県農業会議による支援チームを立ち上げ、**登記事項証明書等契約書類の削減による手続きの簡素化を進め、当該事業による契約面積は全国第4位**（R6末：約25,000ha）となっている。

【解決すべき課題】

- 農業者の減少が深刻化する中、**新規就農者を確保していくため、農業分野に新規参入する半農半X等の多様な担い手への就農支援を充実**させる必要がある。
- 農地中間管理事業の**契約手続きの簡素化**を図るため、**契約の更新に際し作成する農用地利用集積等促進計画の省略等の制度の見直し**を行うとともに、**契約件数の増加による業務量増加に対応するため、機構の運営に必要な予算を確実に措置**する必要がある。

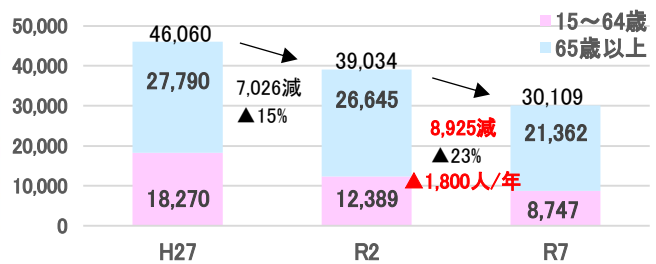
○ 新規就農者と基幹的農業従事者の状況

- ・令和7年度の新規就農者は405人となり、調査を開始した昭和60年以降で最多。
- ・一方、基幹的農業従事者は、5年間で23%(9,000人、1,800人/年)減少しており、新規就農者数は農業従事者数の減少をカバーできていない状況。

■ 新規就農者



■ 基幹的農業従事者



○ 新規就農者に向けた山形県の独自支援

- ・政府の新規就農者育成総合対策は、主に49歳以下の者や認定新規就農者が対象。
- ・山形県では、国庫事業の対象とならない50歳以上の者、半農半X等を県単独事業で支援。

	新規就農者育成総合対策【国庫】	山形県単独事業
就農準備段階	就農準備資金(全額国庫) 農業研修生(49歳以下)に年間最大165万円、最長2年間を交付 雇用就農資金(全額国庫) 雇用就農希望者(49歳以下)を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長4年間助成	独立自営就農者育成研修事業 農業研修生(50歳以上)に年間最大165万円、最長2年間交付 雇用就農支援事業 雇用就農希望者(50歳以上)を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長2年間助成
	就農初期段階	経営開始資金(全額国庫) 認定新規就農者(49歳以下)に年間最大165万円、最長3年間を交付 経営発展支援事業(国1/2、県1/4、就農者1/4) 就農2年目までの認定新規就農者に対する機械施設等の導入支援、事業費上限1,000万円

○ 経営発展支援事業における要望・採択状況等

- ・令和6年度の経営発展支援事業の採択率は65%まで低下。7年度も全採択には至っていない。
- ・農業用機械の価格は、経営発展支援事業が始まった令和4年比で112.4%に高騰している。

■ 経営発展支援事業における要望・採択状況

経営発展支援事業	要望		採択		採択率(②/①)
	国庫要望額(千円)	要望人数(人) ①	国庫要望額(千円)	要望人数(人) ②	
R5年度	156,816	55	156,816	55	100%
R6年度	240,767	72	155,334	47	65%
R7年度	195,094	67	182,754	63	94%

■ 農業用機械の価格指数

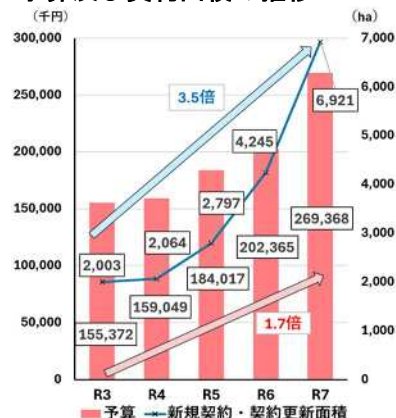
年度	農業機械の価格指数※
R4年	100
R7年	112.4

※農業物価統計調査における「大農具」(動力付き農機具等)の価格指数をR4年を100として再計算

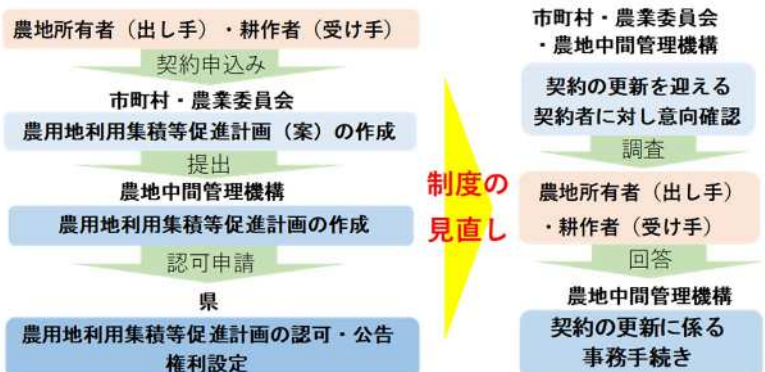
○ 農地中間管理事業における予算及び契約面積の推移と更新手続きの簡素化(案)

- ・農地中間管理事業の新規契約・更新面積は令和7年までの5年間で3.5倍、予算は1.7倍に増加。
- ・契約の更新にあたっては、農用地利用集積等促進計画の作成を省略し、契約者に対する意向確認を行うのみで権利設定できるよう、契約手続きを簡素化することが考えられる。

■ 予算及び契約面積の推移



■ 更新手続きの簡素化(案)



山形県担当部署：農林水産部 農業経営・所得向上推進課
 農村整備課

TEL：023-630-3108
 TEL：023-630-3134

農業生産基盤の強化と農業農村整備事業予算の確実な措置

【農林水産省 農村振興局設計課、水資源課、農地資源課、地域整備課】

【提案事項】 **予算拡充**

食料安全保障の確保に向け、農地の大区画化や担い手への集積・集約化、スマート農業への対応など生産コストの徹底的な低減に向けた基盤整備を推進するとともに、農業用水の安定的供給に必要な不可欠な農業水利施設の長寿命化対策を講じる必要があることから、

- (1) 農業農村整備事業の着実な推進と基盤整備の加速化を図るため、**当初予算及び「農業構造転換集中対策」等補正予算について、資材価格等の高騰を加味した必要額を確実に措置すること**
- (2) 老朽化した国営の農業水利施設について、**国営事業による計画的な更新整備等**を行うこと

【提案の背景・現状】

- 人口減少に伴う農業者の減少や資材価格の上昇が進行する中、食料の安定供給に向け、**農地の大区画化や管理作業の省力化、スマート農業の促進等による生産コストの低減**を図る農業生産基盤の整備・保全管理の推進が求められている。
- **国営造成の基幹水利施設**は、昭和時代に造成されたものが多く**老朽化が進行し機能低下や突発事故が発生**している。

【山形県の取組み】

- 県営農地整備事業を63地区で実施するなかで、**農地の大区画化や用排水路の管路化と併せ**、自動給水栓の導入や幅広畦畔設置等の**スマート農業に対応できる基盤整備を推進**している。
- 耐用年数を迎えた国営造成施設のうち、機能低下等が著しい施設については、**国営事業の着手を待たずに、やむを得ず県営事業で対応**している。

【解決すべき課題】

- 生産コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等を加速化させるため、農業生産基盤整備の推進と、用水の安定供給に向けた農業水利施設の保全管理に取り組むとともに、資材価格等が高騰している中において事業を確実に推進するため、**資材価格等の上昇分を反映した十分な予算措置が必要**である。
- 国営造成施設は広範な受益地を有しているが、今後10年で耐用年数を超過する施設が5割を上る見込みである。また、やむを得ず県営事業として更新整備等を実施した場合には地元負担が大きくなることから、**国営事業による計画的な調査及び事業の実施**が必要である。

■ 農業農村整備事業実施による効果事例

○ 農地の大区画化 ⇒ 水稻労働時間の削減

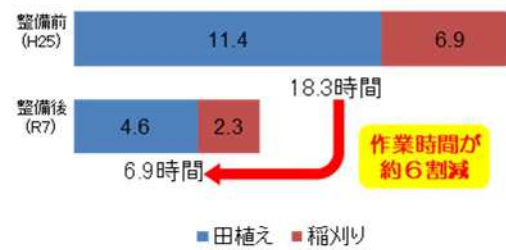


集積面積 19.2ha(43%)
→ 33.2ha(77%)



自動操舵機械での移植状況(舟形町)

農作業機械稼働時間の比較(hr/ha)



農作業労働時間の削減

○ 自動給水栓の設置 ⇒ 水管理の省力化



水路をせき止めて用水確保 (水管理が困難な状況)



自動給水栓による水管理

○ 幅広畦畔の設置 ⇒ 草刈作業の軽減



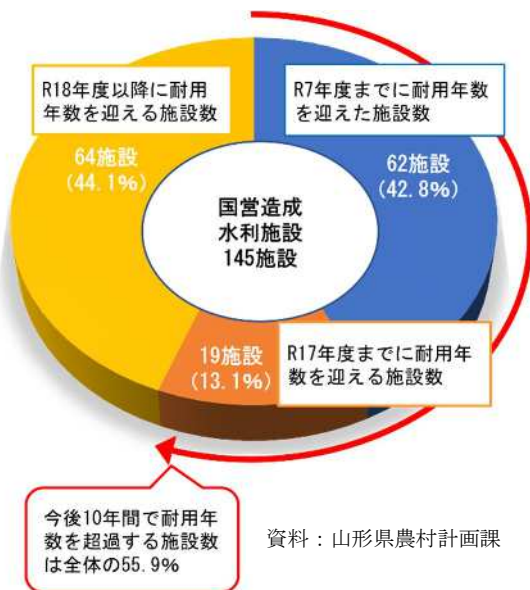
人力による草刈作業



機械による草刈作業 (幅広畦畔を利用)

■ 国営造成水利施設の状況

○ 老朽化の状況



○ 更新・補修整備が必要な国営造成施設の事例



山形県担当部署: 農林水産部 農村計画課
農林水産部 農村整備課

TEL: 023-630-2539
TEL: 023-630-2510

食料安全保障の確保と地域農業の持続的な発展 に向けた水田政策の推進

【農林水産省大臣官房政策課、農産局穀物課、農産政策部企画課、農村振興局地域振興課】

【提案事項】 **制度創設** **制度改正**

食料安全保障の確保と地域農業の持続的な発展のためには、国民の食を支える米や畑作物を安定的に供給できる生産体制の強化が不可欠であることから、

(1) 国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、需給調整の仕組みの検証やその結果を踏まえた見直しを継続的に行い、精緻な需給見通しを示すこと。また、生産者が再生産可能で、消費者が購入しやすい価格に十分配慮した適正な価格形成に向け、実効性のある対策を講じること

新規

(2) 令和9年度以降の水田政策の推進にあたっては、農業者が意欲的に生産に取り組むことができるよう、

① 酒造好適米や輸出用米、飼料用米等の非主食用米のほか、大豆、そば等の畑作物について、物価高騰を踏まえ、再生産が可能となる支援制度を構築すること **新規**

② 中山間地域など条件不利地域において、持続的な作物の生産が可能となる支援制度を構築すること

【提案の背景・現状】

- 令和6年夏以降の米の品薄状況や価格高騰により、消費者への安定的な供給に課題が生じている。米価が高止まりすることで、消費者の米離れが進み、米価の大幅な下落とそれに伴う生産者への影響が懸念されている。
- 政府は、米の安定供給に向け、在庫量等の実態把握の強化や民間備蓄制度の導入を検討するほか、食料システム法に基づき、生産コストの指標を作成し、生産、流通、消費までの適正な価格形成を促す仕組みを導入することとしている。
- また、食料自給力の確保に向け、水田政策を根本的に見直し、「水田活用の直接支払交付金」について、水田を対象とした支援から作物ごとの生産性向上等に対する支援へと転換することとし、令和8年6月までにその詳細を取りまとめることとしている。
- 令和7年産では、全国的に主食用米の作付けが増加し、酒造好適米や加工用米などの不足が生じている。本県でも、酒造好適米の作付けが令和6年産から10%、輸出用米が5%、飼料用米が約30%減少し、特に飼料用米については、これまでの耕畜連携の取組み等の後退が懸念されている。
- 高齢化が進む中山間地域等の条件不利地域では、限られた労働力で農地を維持しながら、そば等の作物による産地づくりが進められてきた。新たな水田政策において、こうした地域に対する十分な支援策が講じられなければ、農業者の経営が成り立たず、離農者の増加とこれに伴う農地荒廃が加速化する懸念がある。

【山形県の取組み】

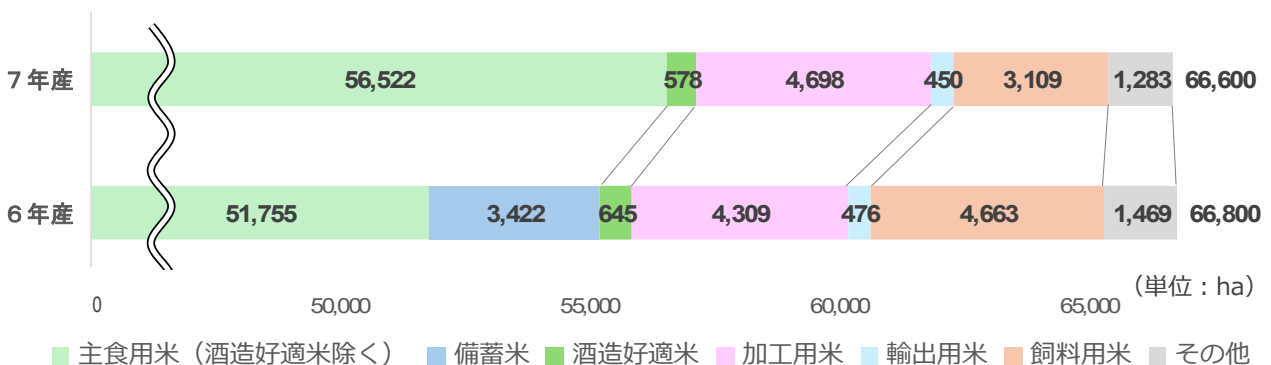
- 政府が提供する需給見通しを踏まえ、主食用米の「生産の目安」を設定し、「生産の目安」に沿って生産する一方、「水田活用の直接支払交付金」を活用しながら、加工用米、飼料用米等の非主食用米やそば、大豆等の作付けを推進し、**需要に応じた米や畑作物の生産**に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 本県は食料供給県として、米の安定的な供給に責任があると考えており、今後も需要に応じた生産に取り組むためには、**政府による精緻な需給見通し**が必要である。また、生産者、消費者の双方が納得できる**適正な価格形成は、県単独での対応が困難**であり、政府による全国レベルでの対策が必要である。
- 水田政策の推進にあたっては、**非主食用米等の安定的な供給**や、中山間地域等の条件不利地域も含め**地域の実情に応じた産地づくりの取組み**を効果的に推進できる仕組みの構築が必要である。

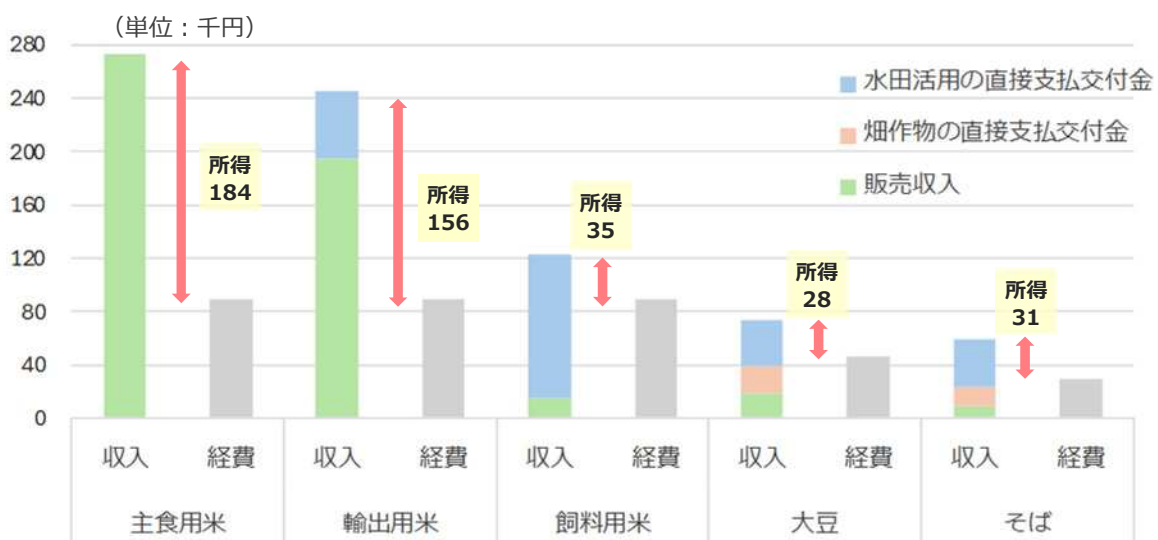
○本県の水田における水稻作付面積

- ・令和7年産では、令和6年産より主食用米が4,767ha増加した一方、酒造好適米が67ha、輸出用米が26ha、飼料用米が1,554ha減少した。



○10 a あたりの所得試算 (本県、7年産)

- ・主食用米の所得と比較すると、飼料用米、大豆、そばの所得が大きく下回る状況。



園芸農業の持続的な発展に向けた支援

【農林水産省農産局総務課生産推進室、園芸作物課】

【提案事項】 **制度創設** **制度拡充**

本県の自然や農の技術が生み出す園芸品目（果実、野菜、花き）の産出額は全国第9位で、本県農業産出額の約40%を占める重要な品目となっている。しかし、近年は、担い手の減少に加え、燃油・生産資材価格の高騰や度重なる自然災害の影響から、生産者の経営は大変厳しい状況にあり、営農継続や経営継承に支障を来し、産地の弱体化を招くおそれがあるため、

- (1) 規模拡大が難しい園芸産地において、**営農継続に向けた施設・機械の再整備・改修を行う取組みを支援する制度を創設**すること
- (2) 燃油価格の変動リスクへの対応として、国際情勢の悪化等の外的要因による高値が続く局面にあっても、安定的な生産を維持できるよう、「**施設園芸セーフティネット構築事業**」を**拡充**すること

新規

【提案の背景・現状】

- 本県の園芸農業においては、生産性・品質向上、長期出荷、省力化の観点から、園芸用ハウスやスピードスプレーヤ等の機械が導入されている。しかし、物価高騰や気象災害の影響のため、**施設や機械の更新が計画通りに進まず**、作業の安全性や生産性の低下を引き起こすだけでなく、**営農を断念するきっかけ**にもなり、個々の生産者の離農のみならず、産地としての生産基盤の弱体化が懸念される。
- 多くの園芸用ハウスにおいては、安定生産、長期出荷のため、暖房設備が導入されている。暖房設備の運転に必要な燃油（重油、灯油）については、想定を超える価格高騰が続いており、**政府の「施設園芸セーフティネット構築事業」のみでは、生産の維持が困難な状況**にある。

【山形県の取組み】（内閣府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用）

- 生産性の向上や営農継続の観点から、園芸用ハウスの再整備や高所作業台車等の省力化に資する機械等の導入に対する助成（補助率：県1/3）を実施している。
- 燃油の価格高騰への対応として、政府の「施設園芸セーフティネット構築事業」に加えて、県独自に価格を上回った分の燃油購入費に対する助成（補助率：県1/2）を実施している。

【解決すべき課題】

- 経営規模を維持しながらの営農継続や経営継承を後押しし、産地の生産力を維持していくため、**園芸用施設・機械の再整備・改修に係る新たな支援制度の創設**が必要である。
- 燃油価格の高止まりが長期間続く局面においても、生産者が安定的に生産を継続し、産地の生産力を維持できるよう、「**施設園芸セーフティネット構築事業**」の**補填割合の引き上げなどの支援の拡充**が必要である。

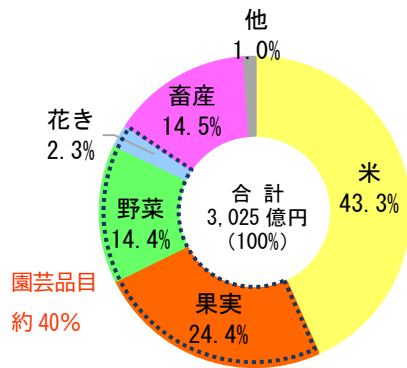
○ 園芸産出額（令和6年）

単位：億円

順位	1位	2位	3位	4位	5位	……	9位
都道府県	北海道	茨城	長野	愛知	熊本		山形
産出額	2,585	2,243	2,219	2,066	2,050		1,244

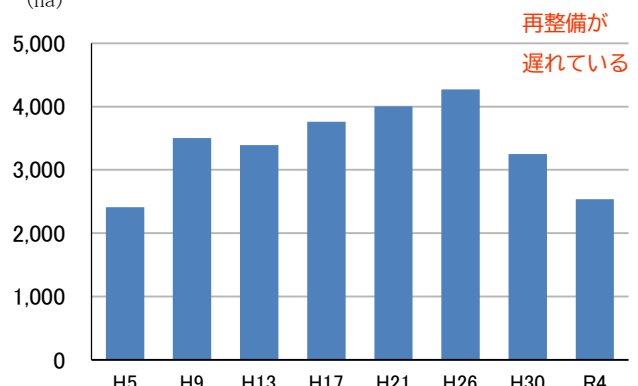
出典：農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」（果実、野菜、花きの合計）

○ 本県産出額の部門別構成割合（令和6年）



○ 本県の園芸用ハウス等の設置状況

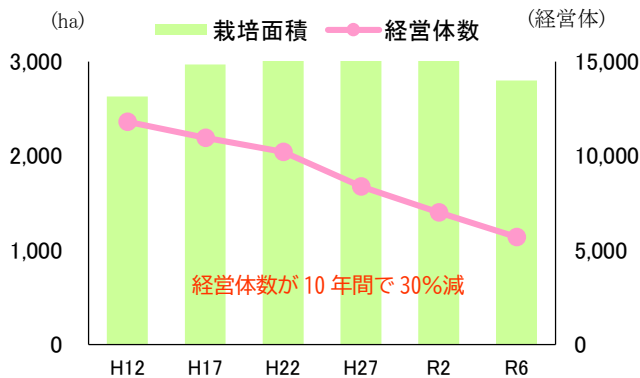
(雨よけ施設含む)



再整備が遅れている

出典：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」ほか

○ さくらんぼの栽培面積と経営体数の推移

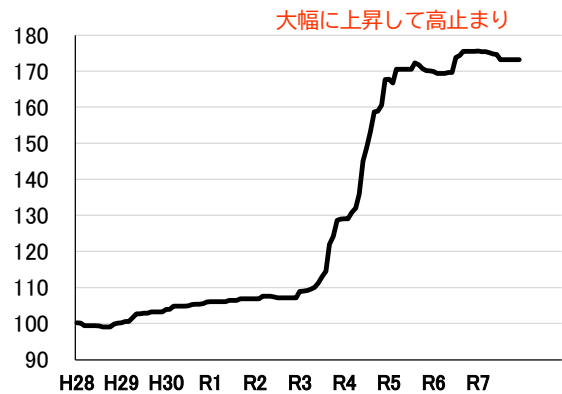


経営体数が10年間で30%減

出典：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業センサス」

○ 建設資材物価指数（鋼管）の推移

(全国平均 平成27年=100)

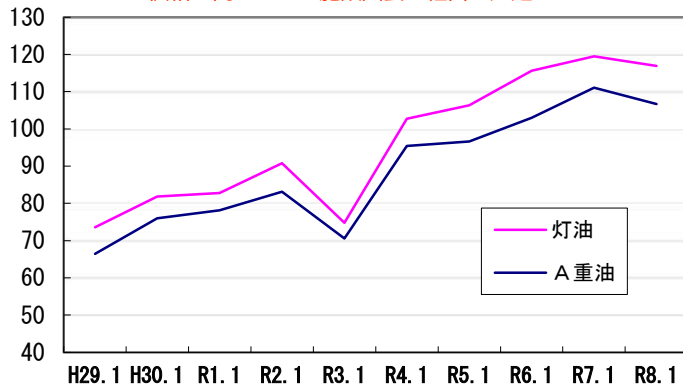


大幅に上昇して高止まり

出典：一般財団法人建設物価調査会 総合研究所「建設物価 建設資材物価指数」

○ 燃油（灯油・A重油）価格の推移

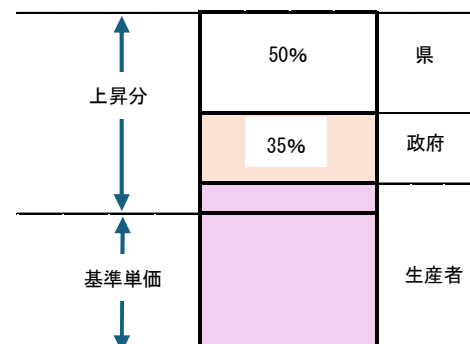
(円/ℓ) 価格の高止まりが施設園芸の経営を圧迫



出典：資源エネルギー庁「石油製品価格調査」

○ 燃油価格高騰への支援のイメージ

営農継続・産地維持に向け支援の拡充が必要



家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の強化

【農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課】

【農林水産省消費・安全局動物衛生課】

【提案事項】 **制度改正**

野生動物を感染源とした家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、豚熱）の発生が国内で相次いでおり、**発生予防及びまん延防止対策の強化**が必要であることから、

- (1) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策において中心的な役割を果たす**家畜防疫員の確保・育成**を図るため、**獣医師養成確保修学資金給付事業**については、**基金を造成する等、応募者数や大学への合格者数に応じた弾力的な対応が可能な制度**とすること
- (2) 効果が高いワクチンの開発や、欧米諸国で承認されているワクチンの国内での承認など、**予防的ワクチンを用いた高病原性鳥インフルエンザ対策を早急に確立**すること

【提案の背景・現状】

- 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱は、国内で継続的に発生しているが、その発生予防やまん延防止を担う**都道府県の家畜防疫員は全国的に不足している状況**が続いている。また、家畜防疫員の確保・育成を目的とした**獣医師養成確保修学資金給付事業**については、**応募の状況や応募者の大学合否により、年度ごとの確保すべき予算が流動的な側面**がある。
- 高病原性鳥インフルエンザは、殺処分作業等の負担、生産者等への経済的被害、鶏卵供給の不足など、発生した際の様々な課題が顕在化しているものの、ワクチンについては感染を完全に防御できず、発生を見逃すおそれがあることから、豚熱のような「**予防的ワクチン接種**」は**実施されていない**。一方、**国際的には予防効果の高い新たなワクチンが開発されるとともに、国際機関（国際獣疫事務：WOAH）による家畜へのワクチンの使用検討を促す決議**を契機に、欧米諸国では接種や接種検討の動きが見られている。

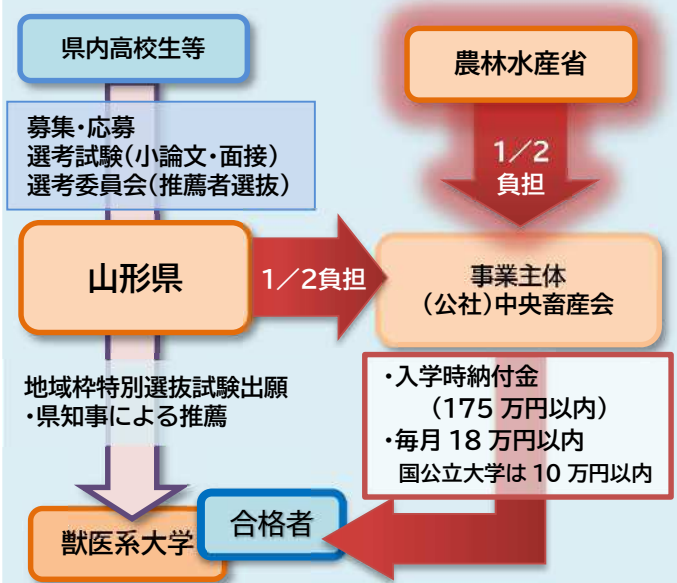
【山形県の取組み】

- **家畜防疫員となる獣医師を確保するため、高校生や獣医学生を対象とした修学資金給付事業**や大学の講義への職員派遣、獣医学生インターンシップの開催、就職採用説明会への職員派遣などの取組みを行っている。
- 令和2年に発生した豚熱や令和4年に発生した高病原性鳥インフルエンザ等に対し、家畜防疫員を中心に迅速かつ適切に殺処分を実施した。

【解決すべき課題】

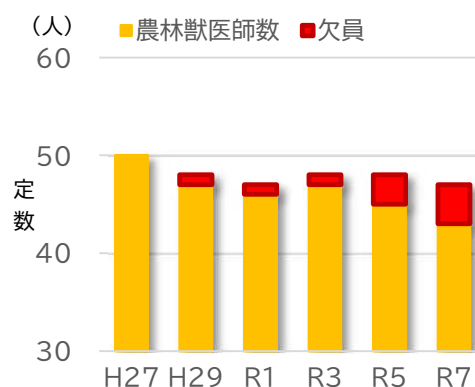
- 獣医師養成確保修学資金給付事業は、獣医系大学に合格しうる応募者が多数いる場合、予算の範囲内で推薦者を絞っている状況にある。**家畜防疫員を将来に渡り安定的に確保するため、事業の原資となる基金を造成するなど、弾力的な対応が可能な制度が必要**である。
- 高病原性鳥インフルエンザの新たな防疫対策として、**高い効果が期待される新たな予防的ワクチンの開発・承認やワクチン接種体制の確保**について迅速に取り組む必要がある。

○ 政府の獣医師養成確保修学資金給付事業の概要（高校生枠：地域枠特別選抜入試）



○ 家畜防疫員不足の状況

山形県の農林獣医師数及び欠員数の推移



資料：山形県畜産振興課

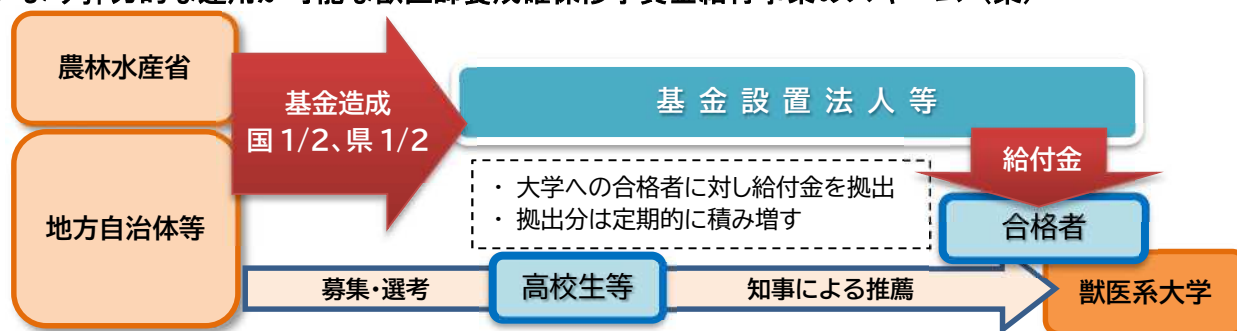
○ 獣医師養成確保修学資金給付事業（高校生枠）にかかる政府からの推薦枠の配分と推薦実績

- ・ 年度当初に推薦枠の配分が無い年度は、募集開始が遅れ、応募者数の減少などが生じている。
- ・ 政府からの推薦枠の配分が、応募者数に対して不足し、推薦が制限される場合がある。

年度	R4	R5	R6	R7
年度当初の推薦枠の配分	1人	0人	0人	1人
年度途中の推薦枠の追加配分	-	1人	-	1人
大学への合格者／推薦者／応募者	1人／1人／3人	0人／1人／2人	0人／0人／0人	2人／2人／3人

資料：山形県畜産振興課

○ より弾力的な運用が可能な獣医師養成確保修学資金給付事業のスキーム（案）



○ 欧州で承認・使用されている鳥インフルエンザワクチン

※ 2023年5月の第90回WOAH総会での決議を契機に、世界では新たなワクチンの承認や使用が進んでいる。

- ・ 流行株に合致した新型ワクチンは、発生リスクの低減に有効。
- ・ 欧州の新型ワクチンは、発育鶏卵や雛への接種が可能で、国内の既存のワクチンよりも接種が容易。
- ・ 接種には、ワクチンの効果とウイルスの感染とを判別できる検査体制が必要。
- ・ 国内では上記のような体制が未整備であり、新たな接種体制の確保が必要。

◆ EUで承認されているワクチンの例

- ベクターワクチン

※ ワクチンの効果とウイルスの感染との判別や発育鶏卵や雛への接種が可能

◆ フランスで使用されているワクチンの例

- 組み換えタンパクワクチン ※ ワクチンの効果とウイルスの感染との判別が可能
- mRNA ワクチン

農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進

【農林水産省 消費・安全局 植物防疫課、輸出・国際局 輸出支援課、国際地域課、畜産局食肉鶏卵課】

【提案事項】 規制緩和 予算拡充

政府は、農林水産物・食品の輸出額5兆円(2030年)を目標に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」による取組みを進めており、その目標達成に向けては、産地の実情に応じた、更なる環境整備が必要であることから、

(1) 中国向け精米輸出を加速させていくため、**県内の精米工場が中国向け精米施設として指定されるよう中国政府へ働きかけを一層強化すること**

(2) 青果物の輸出拡大に向けて、**地域特有の輸出有望品目(さくらんぼ、西洋なし)の輸入解禁や植物検疫条件の緩和、残留農薬基準値の設定などに向けた取組みを加速すること**

(3) 輸出対応の食肉処理施設の整備を支援する食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業において、建設資材等の高騰に対応し、**補助対象事業費の上限の引き上げを行うこと** **新規**

【提案の背景・現状】

- 平成30年5月に「酒田港西埠頭くん蒸上屋」が、中国向け精米輸出のくん蒸倉庫として東北地方で唯一登録されたが、**県内に中国向け指定精米工場がないため、県内で精米・くん蒸が完結できず、酒田港からの中国向け精米輸出は、県外の指定精米工場を利用せざるを得ず、国内輸送費の掛かり増しが発生する。**
- 県産農産物の主要品目である**さくらんぼや西洋なしは、全国の収穫量の約7割を占めており、香港や台湾等のアジア地域を中心に輸出されている。現地での需要が見込まれるが、厳しい植物検疫条件や残留農薬基準により、輸出が伸びていない。特にタイ向けの西洋なしは、令和元年度以降、輸出が不可能になっている。**
- 本県の食肉処理施設は老朽化が進み、施設整備を検討しているが、**建設資材等の高騰により当該補助事業の補助対象事業費の上限を超える事業費が見込まれ、十分な支援を受けられない状況にある。**

【山形県の取組み】

- 中国向け精米工場の指定に向け、県内精米工場において平成29年から対象害虫のトラップ調査を継続中。また、酒田港西埠頭くん蒸上屋の通年利用に向け、冬期間のくん蒸の基準温度確保のため、加温設備を整備。
- 農林水産省の青果物の輸出環境課題に対する要望調査において、タイ(令和元年度～)、ベトナム(令和2年度～)向け植物検疫協議を要望している。また、台湾向けインポートトレランス申請の要望を行っている。
- 株式会社山形県食肉公社の食肉処理施設について、コンソーシアムを組織し、施設の在り方や、米国に輸出するための衛生基準に合致した施設整備を検討している。

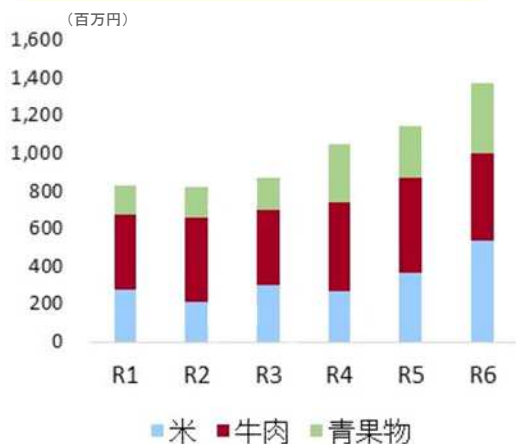
【解決すべき課題】

- 中国向け精米輸出を加速するため、**東北地方で唯一の登録くん蒸倉庫を有する県内の精米工場が中国向け施設として指定される必要がある。**
- **産地が限定的な輸出有望品目(さくらんぼ、西洋なし)についても、地域の実情を踏まえ、輸入解禁や植物検疫条件の緩和、残留農薬基準値の設定などに向けた取組みを強化する必要がある。**
- 建設資材等が高騰している中で、対米輸出が可能な施設整備に向けて、補助対象事業費の上限の算定基礎となっている**処理能力頭数当たりの設定単価の引き上げが必要である。**

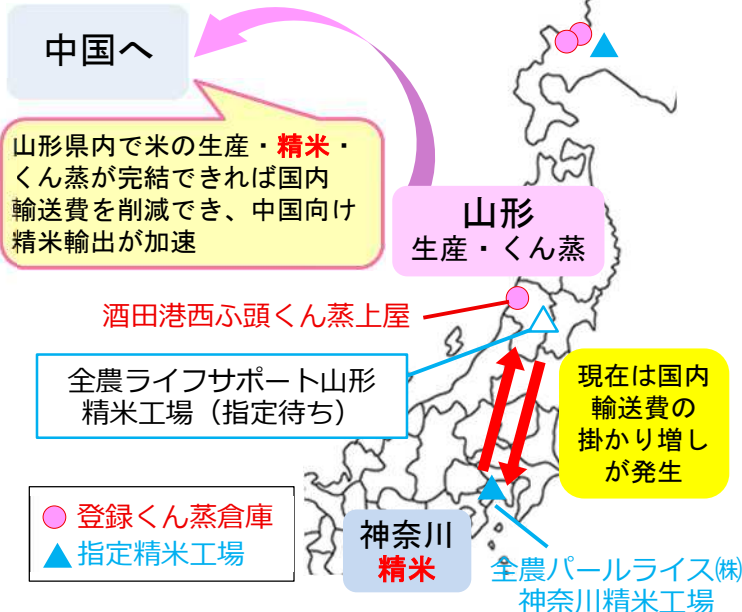
◆ 県産農産物の輸出額推移

(県独自調査)

本県の輸出目標である「R10 年度 18 億円」を達成するためには、更なる輸出拡大が必要



◆ 中国向け精米輸出の輸送ルート



◆ さくらんぼ、西洋なしの輸出の状況

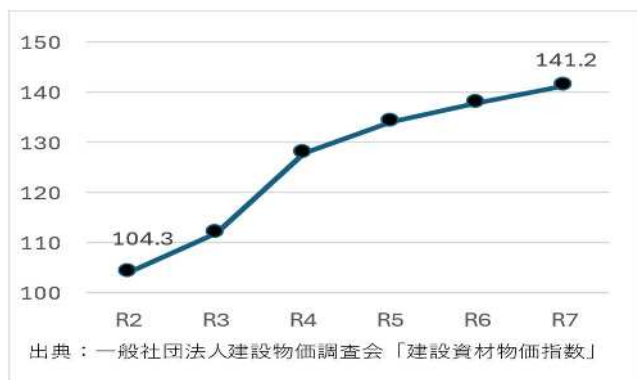
〈海外各国・地域の検疫条件〉

【現状】 植物検疫証明書があれば輸出可能だが、残留農薬基準が厳しく、輸出が進まない

品目	台湾	香港	タイ	ベトナム
さくらんぼ	○	◎	▲	—
西洋なし	▲	◎	×	—

凡例)
 ◎：植物検疫証明書なしで輸出可能
 ○：植物検疫証明書があれば輸出可能
 ▲：二国間合意に基づく特別な検疫条件のクリアが必要
 ×：輸入禁止
 —：輸入条件が未設定又は不明

◆ 建設資材物価指数の推移 (H27=100%)



◆ 輸出対応の食肉処理施設

本県では、輸出拡大に向け、対米輸出基準を満たす施設整備が喫緊の課題

牛肉の認定施設の状況 (令和 8 年 2 月現在)

主な輸出国等	認定施設数 (全国)	
	東北	
香港	15	青森、岩手
米国	17	青森、岩手
EU	14	青森、岩手
台湾	30	青森、岩手、秋田、山形 (県公社)

◆ 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業における補助対象事業費の上限

【対米・EU向け牛肉輸出施設の整備】

補助対象事業費の上限額 = 設定単価 16,840 千円 × 1 日当たりの牛の処理能力頭数

山形県担当部署：農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課
畜産振興課

TEL：023-630-2427
TEL：023-630-3351

森林(モリ)ノミクスの加速による 林業・木材産業の成長産業化の促進

【農林水産省 林野庁 林政部経営課、森林整備部計画課、整備課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度改正**

戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎えている中、**森林資源の循環利用をさらに促進するため、『森林ノミクス』の取組みを一層加速する必要があることから、**

- (1) 循環型林業の推進に向け、間伐材生産や路網整備、先進的な林業機械の導入、木材需要の拡大等、**総合的な対策を実行できる「林業・木材産業循環成長対策交付金」の十分な予算を確保すること**
- (2) 森林業への就業を目指す**専門職大学の学生が「緑の青年就業準備給付金」を受給できるよう要件を緩和するとともに、給付金額を引き上げるなど、森林・林業の担い手育成について十分な予算を確保すること**

【提案の背景・現状】

- 森林資源の循環利用に向け、主伐・再造林や間伐等を計画的に進めるための**森林整備をはじめ総合的な対策に必要な予算について、要望に対する配分額が下回っており、予算の確保が全国的に課題となっている。**
- 令和6年4月に開学した県立の東北農林専門職大学の森林業経営学科の学生は、「研修期間が概ね1年かつ概ね1,200時間以上」の要件を満たさず、「**緑の青年就業準備給付金**」の受給対象とならない。
- 令和8年度に「**就農準備資金**」の給付金額が、年間最大150万円から**165万円**に引き上げられたが、「**緑の青年就業準備給付金**」は令和7年度と同様の年間最大**155万円**（本県は**142万円**）で据え置きとなっている。

【山形県の取組み】

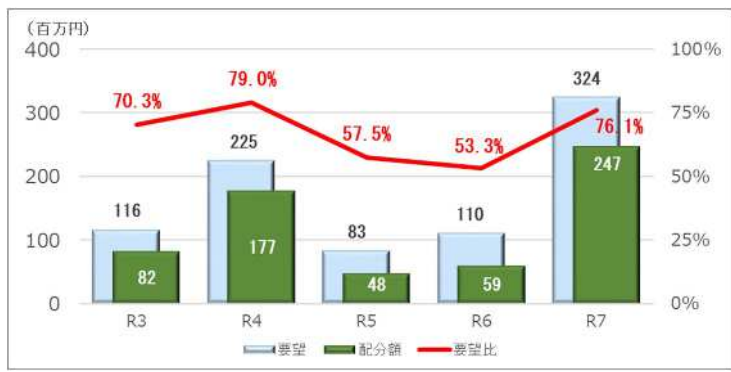
- 循環型林業を推進するため、**県独自に再造林や間伐への支援、先進的な林業機械のレンタル経費への支援、スマート林業の普及、県産木材の利用促進に取り組んでいる。**
- 東北農林専門職大学森林業経営学科学生が「**緑の青年就業準備給付金**」の受給対象とならないため、**県独自の支援金給付制度を創設し、学生の就業・定着支援を行っている。**

【解決すべき課題】

- 循環型林業の実現に向けては、主伐・再造林や**適期の間伐等を計画的かつ確実に実行し、木材需要拡大や担い手育成などを総合的に推進していく必要がある。**
- 森林・林業の担い手確保への影響が懸念されるため、「**緑の青年就業準備給付金**」の給付要件を、**専門職大学の教育課程に対応させるとともに、「緑の青年就業準備給付金」の給付金額を引き上げる必要がある。**

○本県の「林業・木材産業循環成長対策交付金」の推移

・間伐材生産、路網整備、先進的な林業機械の導入やリース、木材加工流通施設整備、木質バイオマス施設整備等の要望に対し配分額が下回っており、さらなる予算の拡充が必要



森林作業道の開設状況

○本県の間伐事業の推移

・間伐事業の要望に対し配分額が下回っており、さらなる予算の拡充が必要



○本県の民有人工林の齢級構成

・戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎えており、主伐前の人工林では計画的な間伐が必要



○東北農林専門職大学森林業経営学科学生への支援金給付制度 (県単独事業)

「やまがた森林業次世代人材育成支援金」

1. 対象
東北農林専門職大学森林業経営学科の学生で、県内の森林業分野(右図参照)への就業を希望する者。ただし、卒業後6年以上、県内の森林業に取組む事業体等に就業することを要件。

2. 給付期間: 最大4年間(1~4年次)

3. 給付金額: 750千円/年(4年総額3,000千円)



○本県の「緑の青年就業準備給付金」の給付金額の推移

・就農準備資金と同様に、近年の物価高騰及び最低賃金の引き上げを背景とした「給付金額の引き上げ」が必要
・要望に対して給付金額が下回っている年度もあるため、十分な予算確保が必要



【給付金額の上限について】

緑の青年就業準備給付金の給付上限は年間最大155万円となっているが、本県では国の要件を満たす研修期間が11ヵ月であるため、これに相当する142万円を上限として給付している。

(155万円×11ヵ月/12ヵ月 ≒142万円)

深刻な被害を受けた森林の再生に向けた支援の強化

【環境省 自然環境局自然環境整備課】

【農林水産省 林野庁 国有林野部経営企画課国有林野総合利用推進室】

【農林水産省 林野庁 森林整備部整備課、治山課、研究指導課】

【提案事項】**予算拡充** **技術支援**

世界的にも希少な蔵王の樹氷形成の基となるオオシラビソ林や、地域の生活や産業を強風や飛砂による被害から守ってきた庄内海岸林が、虫害等により深刻な被害を受けており、再生が急務となっていることから、

(1) 樹氷形成の基となる枯損したオオシラビソ林（国有林）について

- ① オオシラビソ林の再生事業の着実な実施に向け、当該事業を自然環境整備交付金の対象とするなど、財政支援の充実を図ること
- ② 再生事業の本格化に伴い必要となる移植稚樹の確保に向け、育苗圃場用地の提供や野生稚樹の採取について特段の配慮を行うこと
- ③ 再生事業の円滑な実施に向け、森林法等の手續に係る迅速な審査等の配慮や技術指導等の人的支援を行うこと

(2) 松くい虫被害が激甚化している庄内海岸林について

- ① 海岸林の再生に向けた長期的な取組みに必要な予算を確保すること
- ② 植替えや広葉樹林化に向けた技術指導のほか、抵抗性クロマツ種子の増産と苗木の安定供給に向けた取組みを強化すること
- ③ 国有林と民有林の一体的な再生に向け連携を強化すること

【提案の背景・現状】

- 蔵王のオオシラビソ林により形成される樹氷は世界的にも希少で貴重な自然景観であるが、平成 25 年からの虫害によりオオシラビソ林は広範囲にわたり枯損し、特に地蔵岳山頂付近は 100% 枯死している。
- 庄内海岸林では、国有林と民有林が一体となって、昭和 54 年から松くい虫被害の防除に取り組んできたが、高温少雨などの影響により、令和 5 年度から被害が急増し、令和 7 年度には被害量が過去最大の 62 万本となっている。

【山形県の取組み】

- オオシラビソ林の再生に向けて、令和 5 年 3 月に「樹氷復活県民会議」を設立し、県民一体となって取組みを推進しており、林野庁の実証試験に習った県圃場による播種・育苗や林野庁の試験地への稚樹移植活動等の実施を通じて、再生手法について一定の成果を上げている。
- 令和 7 年 3 月に上記の県民会議を「自然再生推進法に基づく自然再生協議会」に位置付け、令和 8 年度に自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画を策定し、令和 9 年度から本格的な再生事業を展開する予定としている。
- 令和 8 年 3 月に、行政機関、市民団体、農林業、金融、商工、大学等 23 団体で構成する「庄内海岸林再生プロジェクト会議」を設置し、多様な主体の協働による再生の取組みを県民総参加で進めていくこととしている。
- 松くい虫被害の激甚化を受け、これまでの防除では森林の維持が困難なことから、今後は抵抗性クロマツへの植替えや広葉樹林化など、再生の取組みに転換し対策を進めていくこととしている。
- 対策にあたっては、国庫補助事業を活用した植替え等の再生に取り組むとともに、やまがた緑環境税事業や県・市町の単独事業など独自財源を最大限充当し、危険木を緊急的に伐採する二次被害対策も行っている。

【解決すべき課題】

- これまでのオオシラビソの育苗実証等の成果である効果的な再生手法を活用した再生事業を着実に実施するための財源が必要であるとともに、移植する稚樹の一層の確保が必要である。
- 再生事業の実施に向けては、土地所有者（林野庁）の承諾等、森林法の手続に係る迅速な審査等の配慮や、実証試験で得た林野庁の技術や知見が必要である。
- 広大な庄内海岸林の再生に向けた取組みは、10年を超える長期的な大規模事業となるため、円滑かつ継続的な実施を可能とする予算の確保が必要である。
- 海岸林の植替えにあたっては、飛砂や防風機能の低下を極力抑えた手法で進める必要があるほか、抵抗性クロマツ種子は豊凶差が大きく採取量が不安定であり、全国的にも不足していることから、採種園の拡大とともに、種子の早期大量採取手法や新たな増殖技術等の研究開発を進める必要がある。
- 海岸の最前線に位置する国有林と隣接する民有林を一体的に再生するとともに、飛砂対策をより効果的に実施していくため、緊密に連携していく必要がある。

○蔵王の樹氷



○枯損したオオシラビソ林



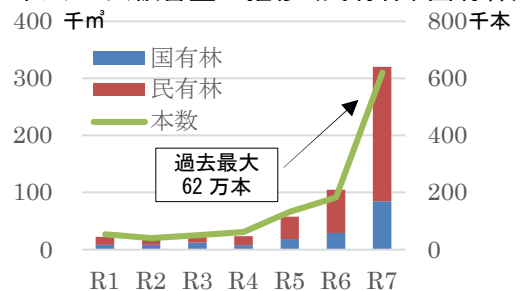
○オオシラビソの稚樹移植活動



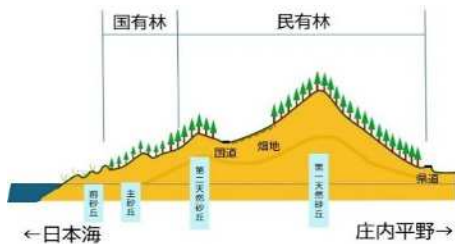
○松くい虫被害状況（R7. 10月酒田市南部）



○松くい虫被害量の推移（民有林、国有林）



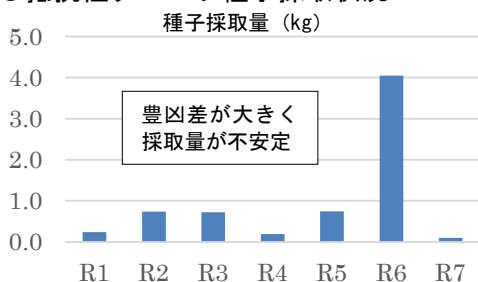
○庄内海岸林の配置（国有林、民有林の配置）



○二次被害の状況



○抵抗性クロマツ種子採取状況



○松くい虫関連予算

事業名	予算額	
	R7	R8
保安林総合改良事業(公共)	388,800	842,230
被害森林整備事業(公共)	0	34,960
森林病虫害防除事業(公共)	127,178	112,346
荒廃森林緊急整備事業(県単)	120,000	131,464
計	635,978	1,121,000

※各年度の予算額は前年度の補正予算を含む

山形県担当部署：環境エネルギー部 みどり自然課 TEL：023-630-3174
 農林水産部 森林ノミクス推進課 TEL：023-630-2532・2525

水産業の持続的な発展に向けた支援の強化

【農林水産省 水産庁 漁政部 企画課、漁業保険管理官】

【提案事項】 **予算拡充** **制度改正**

漁業者の減少・高齢化や燃油価格等の高騰、地球温暖化など環境変化に伴う水産資源の著しい減少、頻発化・激甚化する気象災害など水産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、水産業の持続的な発展に向けた**取組みを強化する必要がある**ことから、

(1) 新規漁業就業者を対象とした所得保障制度（漁業版経営開始資金）の創設、**漁家子弟（子、親族）**に対する支援等、**経営基盤の弱い新規就業者**に対する**支援の充実**を図るとともに、**漁業担い手確保・育成事業（長期研修）**についても**十分な予算を確保**すること

(2) 内水面養殖業・漁業の経営安定化に向け、**マス類等の内水面養殖やサケ等の放流用種苗生産を養殖共済・漁業施設共済の対象**とすること

【提案の背景・現状】

- 山形県の漁業就業者数は減少しており、**新規就業者の確保が必要**である。本県の漁業は独立経営体が主体だが、**独立直後の収入が不安定**であることが**独立就業を断念する一因**となっている。また、漁業担い手確保・育成事業では申請数に対し予算配分額が不足し、**研修希望者が研修を受講できないケース**が生じている。
- 気象災害の頻発化・激甚化に伴い経営リスクが増大しているものの、**うなぎを除き、内水面養殖業や放流用種苗生産には共済制度がない**。

【山形県の取組み】

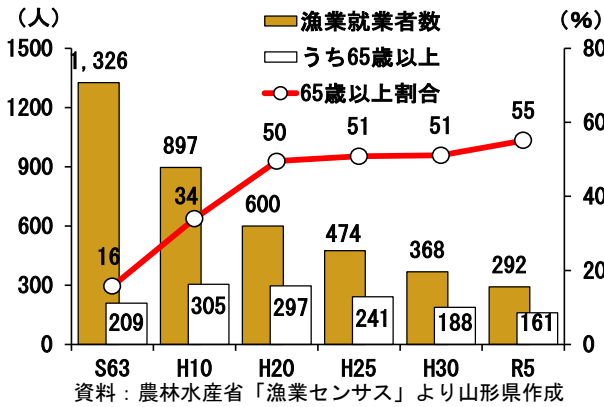
- 新規独立漁業者の経営安定を支援するため、**独立直後3年間における所得保障（年150万円）**を令和3年度に、**漁家子弟（子、親族）**に対する研修時の給付金制度（年150万円）を令和4年度に創設した。
また、**漁業担い手確保・育成事業（長期研修）**を活用できなかった者に対しては、**県単独事業の基礎的な漁獲技術を習得するための漁業準備研修**を活用して支援している。
- 平成30年度以降、**特に被害が甚大な災害**に対しては**県補助金を創設**し、被災した養殖業者、漁業協同組合、漁業生産組合等を対象に、**事業の復旧と継続に必要な種苗の購入や施設修繕**に対して支援を実施している。

【解決すべき課題】

- 新規就業の促進のためには、**独立前後の経営の安定化に向けた支援の充実**に加え、**全ての研修希望者が研修を受講できる**よう、**漁業担い手確保・育成事業の十分な予算の確保が必要**である。
- 内水面養殖業・漁業の経営安定に資するため、**養殖魚や放流用種苗及びそれらの生産施設に生じた被害も対象**となるよう**共済制度の対象拡大が必要**である。

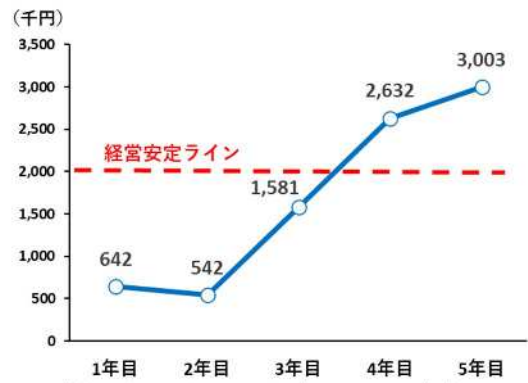
○ 漁業就業者の推移（山形県）

- ・本県の漁業就業数は、令和5年に292人となり、昭和63年の1,326人の約2割まで減少した。
- ・平成20年以降は65歳以上の高齢者が漁業就業者の半数を占めており、新たな担い手の確保が必要である。



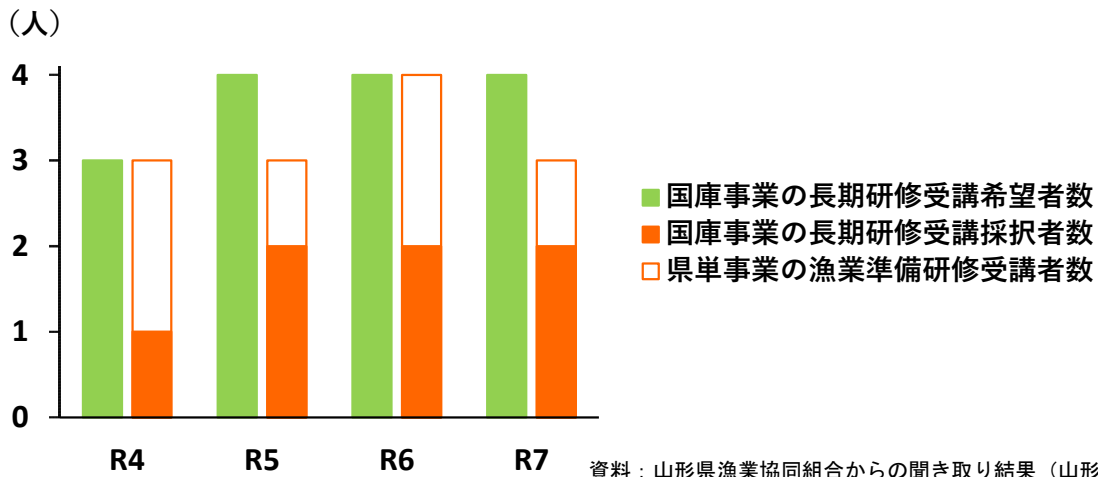
○ 新規独立漁業者の漁業所得の状況

- ・新規独立漁業者が経営安定ラインに達するためには3年程度要することから、漁業者として定着するためには、その期間における金銭的な支援が必要である。



○ 長期研修の実施状況

- ・毎年3～4名が長期研修（指導漁業者と雇用契約を結んで行う実践的研修）の受講を希望しているが、予算配分額が不足し、受講採択者は1～2名に限られている。
- ・受講できなかった者に対しては、県単独事業の漁業準備研修（基礎的な研修）を活用して支援している。



○ 激甚化する災害による内水面養殖業・漁業の被害



ニジマス養殖場（山形市蔵王上野）の被害〔令和2年7月大雨〕



サケふ化場（遊佐町直世）の泥堆積〔令和6年7月大雨〕

	被害額 (千円)	原因・被害対象
平成30年度	1,490	大雨・施設
令和元年度	1,730	大雨・施設
令和2年度	7,400	大雨・生産魚
令和4年度	2,500	大雨・生産魚
令和5年度	3,790	高水温/大雨・生産魚
令和6年度	98,654	大雨・生産魚/施設